○ 北海道核燃料税条例施行規則

(令和5年8月29日規則第65号)

[沿革]

令和5年7月25日規則第57号

[北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則第3条による改正 註 この一部改正規定は、令和5年8月29日規則第65号により一部改正された]

北海道核燃料税条例施行規則をここに公布する。

北海道核燃料税条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道核燃料税条例(令和4年北海道条例第41号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(申告書等の様式)

第2条 条例第8条第1項及び第2項に規定する申告書並びに同条第3項に規定する修正申告書は、別記第1号様式によるものとする。

(申告納付期限の指定申請等)

- 第3条 条例第8条第1項に規定する価額割の申告納付の期限の指定を受けようとする 者は、同項に規定する申告納付の期限の15日前までに、別記第2号様式の申請書を知 事に提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査の上、申告納付の期限を 指定するかどうかを決定し、その旨を別記第3号様式の通知書により申請した者に通 知するものとする。

(更正等の通知書)

第4条 地方税法(昭和25年法律第226号)第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、同法第278条第6項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、別記第4号様式の通知書により行うものとする。

注 令和6年1月1日から施行〔令和5年57号〕

(更正等の通知書)

第4条 地方税法(昭和25年法律第226号)第276条第4項の規定による核燃料税の更正若しくは決定の通知、同法第278条第7項の規定による核燃料税の過少申告加算金額若しくは不申告加算金額の決定の通知又は同法第279条第5項の規定による核燃料税の重加算金額の決定の通知は、別記第4号様式の通知書により行うものとする。

一部改正〔令和5年規則57号〕

(賦課徴収)

第5条 核燃料税の賦課徴収については、前3条に定めるもののほか、北海道税条例施

行規則(昭和29年北海道規則第98号)の定めるところによる。この場合において、同規則第6条第1項ただし書中「及び道固定資産税」とあるのは「、道固定資産税及び核燃料税」と、同規則第26条第1項第4号中「第63条の13」とあるのは「第63条の13並びに北海道核燃料税条例(令和4年北海道条例第41号)第8条及び第9条」とする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 北海道核燃料税条例施行規則(平成30年北海道規則第60号)は、この規則の施行後 も、北海道核燃料税条例(平成30年北海道条例第4号)附則第4項の規定により同条 例がなおその効力を有することとされる限りにおいて、なおその効力を有する。

(北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則の一部改正)

3 北海道税条例施行規則等の一部を改正する規則(令和5年北海道規則第57号)の一部を次のように改正する。

第3条中「北海道核燃料税条例施行規則(平成30年北海道規則第60号)」を「北海道核燃料税条例施行規則(令和5年北海道規則第65号)」に改める。

(総務部財政局税務課)